

広島県環境影響評価に関する条例施行規則及びふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第五十九号

広島県環境影響評価に関する条例施行規則及びふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年広島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の項イ中「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十一条第一項第一号の規定により独立行政法人緑資源機構が開設又は改良する林道(以下「林道」を「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十三条の規定により地方公共団体が開設又は拡張する林道であつて、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定するもの(以下「幹線林道」に改め、同項ハ中「林道の開設又は改良」を「幹線林道の開設又は拡張」に改める。  
(ふるさと広島)の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 ふるさと広島)の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人緑資源機構の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)附則第二条第一項の規定により解散した独立行政法人緑資源機構が平成二十年三月三十一日以前に工事着手した林道の開設又は改良の事業であつて、平成二十年四月一日以後に地方公共団体が引き続き行つた森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び同項第二号(三)に規定する林道に係るものについては、広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号)第二章から第六章までの規定は、適用しない。